

全めん通信

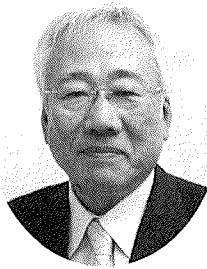
発行所
全国製麺協同組合連合会
東京都江東区森下3-14-3
電話 03 (3634) 2255 (代表)
FAX 03 (3634) 1930
編集発行人
金子増男

年頭のご挨拶

全国製麺協同組合連合会

会長 鳥居憲夫

明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、旧年中は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。



鳥居 憲夫 会長

また、昨年11月11日(めんの日)に開催いたしました「第61回全国・第28回九州プロック製麺業者九州大会 in くまもと」は、関係する皆様の多大なご支援とご理解を賜りまして、無事にまた盛会裏に開催することが出来ました。改めまして御礼申し上げます。さて、生めん類業界におきましては、一昨

年から続いております新型コロナウイルス感染症の影響により依然として売上は低迷しており、また、国際情勢及び天候不順などにより、輸入小麦の政府売渡価格は、4月期は5・5%、10月期では19%の引上げとなり、他の穀類、添加物等の副資材の高騰、さらには原油価格の高騰により関連する製品においても値上がりしております。

これまでも各企業ではコスト上昇分を企業努力により吸収してまいりましたが、企業努力だけでは限界を超える状況にあり、川上から川下までが製品価格への転嫁が出来なければ、サプライチェーンにも影響するとともに、経営は悪化し従業員の賃金も上げることが出来ず、さらなる消費の低迷に繋がり、業界のみならず日本経済全体の衰退が懸念されます。そのためには、適正取引のための取組を行政、業界及び企業が一体となり、理解し推進

していくことが必要であると考えております。

このような状況におきましては、我々中小企業者分野である生麺類業界としての組織団体である全国製麺協同組合連合会の果たす役割は、今後益々大きくなってくると考えられます。

麺類は主食の一端を担っており、国民の食生活において欠かすことのできない重要な食品であります。美味しく、安全で価値のある麺類の提供者として改めてその使命を果たしていかなばなりません。

そのためには、諸課題、諸問題に対して役員、会員(組合)、会員組合員が一致結束して問題意識を共通認識したうえで、多くの課題・問題に取組み、対応策を講じ、経営の安定を図っていくことが重要であると認識しております。

今年も適正取引の推進、組合員の支援、製麺技術の向上、麺類の普及、品評会の開催などの様々な事業に取り組んでまいります。関係機関の協力を得ながら迅速な取組と対策を図っていく所存であります。

あらためまして、所管官庁をはじめ関係する団体および企業、そして会員皆様様の暖か

主な内容

年頭のご挨拶

全国製麺協同組合連合会会長	鳥居憲夫	1面
農林水産省大臣官房総括審議官	水野政義	2面
製粉協会会長	前鶴俊哉	3面
アメリカ合衆国小麦連合会駐日代表	中野和典	4面
全国中小企業団体中央会会長	森 洋	5面
(一社)日本冷凍めん協会会長	吉岡清史	6面
全国学校給食めん協議会会長	脇田祐輔	7面
全麺連青年部連合会会長	池田政弘	7面
全国めん類衛生技術センター会長	鳥居憲夫	8面
農林水産省幹部と懇談		
全国小麦粉実需者団体協議会		9面
「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」の策定について		10面
原料原産地表示について		12面

いご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年が、明るく、元気な年になりますことをお祈りいたしますとともに、皆様のご健勝とご繁栄をお祈り申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

全国製麺協同組合連合会 全国生めん類公正取引協議会

東京都江東区森下3丁目14番3号
電話 03 (3634) 2255 (代表)
FAX 03 (3634) 1930

年 頭 所 感

農林水産省 大臣官房
総括審議官 (新事業・食品産業)

水 野 政 義



水野 政義 総括審議官

令和4年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。年の初めに当たり、本年における食品産業への期待と行政の取組を述べさせていただきます。

令和4年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。年の初めに当たり、本年における食品産業への期待と行政の取組を述べさせていただきます。

昨年を振り返ると、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの食品関係企業にとって厳しい状況が続きました。その中で感染症対策を徹底しながら営業を継続し、食料の安定供給を支えていただいた食品産業の皆様のご尽力に改めて感謝申し上げます。農林水産省では、令和3年度補正予算も活用して、昨年末が期限であったGOTOEat事業を本年も延長実施するほか、需要減少の影響を受けた飲食店、卸売市場事業者の新たな業務展開を支援するなど、ポスト・コロナも見据えた一層の支援策を講じていきます。

この新型コロナウイルス感染症は、他方で、食品産業の大切さを人々に再認識させ、特に食品産業が国民に貴重な食料を届け、地域の経済・雇用を支える重要な役割を果たしていることを改めて認識させ、他方で、食品産業の大切さを人々に再認識させ、特に食品産業が国民に貴重な食料を届け、地域の経済・雇用を支える重要な役割を果たしていることを改めて認識させ、

です。

と痛感させる機会ともなりました。昨年7月の組織再編により新設された「新事業・食品産業部」は、この食品産業と直に向き合い、対話を深めることで、その健全な発展を図ることを使命としております。本年も、当部として、各企業、団体と共に解決策を見出し、いくべき課題は多いと考えています。

まず、現在、食品産業が直面する課題としては、小麦や食用油などの原材料価格の高騰が挙げられます。この背景には、コロナ後の経済活動再開に伴う原油高、港湾輸送の混乱など、今後の推移を注視すべき事情がある一方、原材料の輸入先での異常高温、降雨不足など今後も継続すると見なすべき事情もあります。各企業の対応としても、不断のコスト抑制で乗り越えられるもの、商品の値上げに踏み切らざるを得ないものの双方があると承知しています。

農林水産省としては、輸入原材料の価格高騰に関するデータを小売業者、消費者が理解しやすい形でHP上に公表し、また業界実態を踏まえた適正取引のためのガイドラインを作成するなど、価格転嫁に踏み切る企業の決断を後押しする取組を強化しているところであります。これは賃上げ、デフレ脱却を目指す政府の全体方針にも沿うものですが、特に当部としては、何が障害になっているか事情をよく聴いた上で、更なる取組を模索していく考え

続いて、拡大する世界の食料市場を獲得していくことも大きな課題です。農林水産物の食品の輸出は、昨年1-11月期で1兆円を超え、5兆円の目標実現に向けて大きな一歩を踏み出しました。その輸出全体の4割を占める加工食品でも、輸出拡大に向けた一層の取組が期待されています。そのために必要な支援として、予算面では、輸出先国の規制やニーズに対応して取り組む商品開発や、大口・混載での輸出を可能とする物流ネットワークの構築などを、補正予算も活用して早急に実施します。法制面では、JAS法改正案を本年の通常国会に提出し、有機食品の輸出拡大のために有機酒類をJAS制度の対象に含めるほか、JAS認証の円滑化に向けて登録認証機関間の情報共有の仕組みを導入する予定です。

さらに、世界的に環境、人権への関心が高まる中、食品産業においても持続可能な原材料調達や食品ロス削減への対応が急務となっています。農林水産省では、昨年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、法的枠組、補助・融資・税制上の優遇措置を整備してまいりますので、その活用が期待されます。食品企業に対しては、ESG(環境・社会・企業統治)への対応が注目されているところ、当部としても昨年11月から関係企業と勉強会を開始しました。本年は、ESGの主要な取組方を整理した上で、より多くの企業がより優れた取組を実施できるよう、効果的な施策を打ち出していきます。

この関連で注目される栄養について、昨年12月開催の東京栄養サミット2021で、食

品企業各社、関係団体から具体的なコミットメント、行動計画が表明されたことは心強い限りです。本年も欧州を中心に世界各国で進む栄養プロファイリング制度及びそれに基づく栄養表示の動きを注視しつつ、食品企業関係者と相談して我が国の対応を検討していきます。

これらの課題のほか、解決に向けて新技術の活用が期待される課題もあります。例えば、労働力の不足に対応するため、AI・ロボットによる自動化・省力化は多くの食品企業が期待しているところであり、健康志向、環境志向など食に求める消費者の価値観が多様化する中、大豆ミート、昆虫食などの新しい取組への食品企業の対応も課題です。

当部として、本年はJAS規格の制定による表示の適正化を図るほか、宇宙空間での食に関する研究支援も行っています。そして、この「フードテック」分野での技術研究の進展、新技術の実用化を後押ししていくとともに、本年は「フードテック」産業の今後のビジョン、ロードマップを、関係者と議論して打ち出していきます。

本年の当部の業務課題としては、このほかコメの現物市場創設の検討があります。農業者、集荷業者、卸売業者、実需者が参加する検討会の場において、3月末までに制度設計を示していく予定です。

寅年の令和4年、虎穴に入らずんば虎児を得ずとの諺どおり、難しい課題にも果敢に挑戦することにより、食品産業の皆様方のお役に立てる「新事業・食品産業部」を目指していきます。

結びに、本年の皆様のご多幸を祈念しまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

年頭所感(2022年)

製粉協会
会長 前鶴 俊哉



前鶴 俊哉 会長

2022年の新春を迎え謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、日ごろから当協会に寄せられております皆様方のご厚情に対し、心より厚く御礼申し上げます。

昨年も、2020年から続いた新型コロナウイルス感染症の拡大は収まらず、我が国においても長期間、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、社会経済活動は大きな影響を受けました。一方で、ワクチン接種が進み、感染拡大収束に向けての兆しが見えてきており、新たな生活様式にも適応しつつ、徐々に経済活動も再開されてきているところです。

昨年12月には、新たなコロナウイルス変異株の各国への拡散が確認されており、一

抹の不安はあるところですが、これまで多くの方々が大変なご苦勞をされてきました食品業界において、本年はいよいよ消費回復に向けて明るい話題が増えることを期待しております。

他方、中国や米国を中心に経済活動の再開が進められる中、世界的な食料需要の高まりや北米での干ばつによる相場高騰から、小麦を始めとする穀物価格の上昇は著しいものとなっております。2021年10月期の輸入小麦の政府売渡価格は前期より19・0%の引上げとなり、現行の算定方式となった2007年以降では、過去2番目の上昇率となりました。その後も穀物相場、原油価格の高騰で原料費や物流費も上昇が続いており、様々な食品の値上げが報じられているところではありますが、私も製粉業界は、農林水産省、生産者サイド、輸出国関係機関を始めとする国内外の関係者、全国小麦粉卸商組合連合会など流通に係わる方々と一体となって、食生活に欠かすことのできない小麦粉の安定供給に努めてまいります。

国際貿易関係では、TPP11や日米貿易協定など大型の貿易協定が発効済みであることに加え、本年からRCEPも発効し、グローバル化は更に進んでおります。関税

などの引下げによる小麦粉関連製品の輸入動向への影響等を注視しながら、着実に競争力の強化に努めていかなくてはなりません。

食料自給率向上の観点から、国内産小麦の振興も重要であります。農林水産省では水田の活用のため、麦・大豆への作付け転換を積極的に推進する動きもあり、今後、国内産小麦の生産量は増加することも想定されます。製粉業界は長年に亘り、円滑な流通、新商品の開発等を通じて国内産小麦の消費拡大に努めてまいりましたが、中長期的な需給の安定を図るため、生産者、実需者が連携を図り、需要に応じた生産と流通の実現に向けて関係者間で十分に協議を行う必要があると考えております。

このように、私も製粉業界は変化の激しい環境下におかれておりますが、どのような状況におきましても、安全で安心な小麦粉を国民の皆様方に安定的に供給するという使命を果たすべく、製粉協会会員一同一丸となって努めてまいります。

終わりに、皆様方の益々のご繁栄とご健勝、更に一日も早く新型コロナウイルス感染症が収束しますことを祈念いたしました。新年のご挨拶とさせていただきます。

謹 賀 新 年

「一会場一食めん料理」全麵連青年部連合会 会長 池田政弘

〒135-0004 東京都江東区森下3丁目14番3号 TEL 03-3634-2255 FAX 03-3634-1930

11日は
めんの日



晦日そば
毎月の晦日最終日

季節を祝う
節分そば

日本人の心伝粉味。
彼岸にそば

毎月7日・8日は
生パスタ

カレーは麺がいい。
カレーうどん

年明け
うどん



年明け
うどん

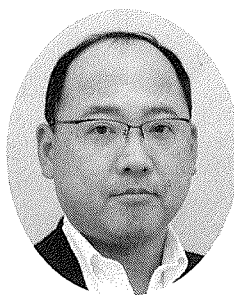


年頭所感

アメリカ合衆国小麦連合会

駐日代表 中野和典

新年おめでとございます。旧年中は業界の皆様より多大なるご支援、ご厚情を賜りましたこと、僥倖ながら米国小麦生産者に代り厚くお礼申し上げます。



中野和典 駐日代表

世界規模での経済活動の停滞を引き起こした新型コロナウイルス感染症の流行から2年が経ちました。我が国では漸く昨年10月に緊急事態宣言が全国的に解除され、食品・外食産業では営業制限の解除が進み、愈々経済活動の本格的回復が始まりつつも、一方では新たな変異株オミクロンの出現もあり、先行きは依然として予断を許さない状況となっております。加えて、食料全般の原料高、物流コストの上昇等、国内食品業界を取り巻く厳しい環境下において、良質な製麺食品の安定供給に御尽力されている貴連合会関係者皆様に深く敬意を表します。

さて、日本向け米国産小麦の原料供給については、コロナ禍においても、米国政府による輸出市場までの物流体制全般へのサポート

により、安定的な船積みが継続されているものの、一方で、日本向けの主産地である西海岸地域、北部平原地域の歴史的な大干ばつにより、2021年度産クロープは生産量、及び品質において大きな影響を受けました。特に高温乾燥天候によりタンパク質が上昇したことで、ウエスタン・ホワイト(WW)小麦の品質規格を一部変更することとなったことでは製粉関係者に御迷惑をお掛けすることとなりました。

高タンパク系小麦につきましては単収/容積重は減少/低下したものの、一般的な品質については、二次加工適性を含め概ね良好と報告されております。

また北半球のカナダ、米国西海岸地域、北部平原地域、及びロシアの減産に関わらず、世界全体の小麦生産量は778百万トン(12月度米国農務省需給報告)と史上最高となる見込みですが、世界的な需要増から期末在庫は、昨年対比減少し、世界の小麦価格を下げていると見られます。厳しい状況が続いてはおりますが、重要市場である日本向けには、継続的に良質小麦を安定供給できるよう米国小麦生産者、物流・輸出関係者とともに鋭意努力して参りますので、引き続きご支援の程、宜しくお願い申し上げます。

末尾になりますが、コロナウイルス感染の一日も早い完全収束・撲滅、国内外の移動制限の完全解除、食品業界のご隆盛、そして製麺業に携わる皆様方のこの一年のご多幸を心より祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。

nippon

めん用粉 桜小町

明るく冴えた色合いのめんが
でき上ります。粘弾性に優れ、
しなやかな食感が特長です。
変色も少なく生めん用にも適し
ています。

中華めん用粉 焔神
(えんじん)

茹で伸びの遅い中華めんに
仕上がり、おいしさが最後
まで続きます。
弾力のある食感が特長です。



おいしいめん作りは
まず小麦粉選びから。

株式会社 ニッポン

<https://www.nippon.co.jp>

東京支店 TEL.(03)3350-2440~1
関東支店 TEL.(03)3350-3604
仙台支店 TEL.(022)711-1157

名古屋支店 TEL.(052)203-1243
大阪支店 TEL.(06)6448-5745
高松営業所 TEL.(087)851-5220

広島支店 TEL.(082)243-2200
福岡支店 TEL.(092)451-5711
札幌支店 TEL.(011)261-2481

年頭に当たって

全国中小企業団体中央会

会長 森 洋



森 洋 会長

明けましておめでとうございます。令和4年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年6月に会長として再任頂き、11月には本会創立65周年記念式典を開催することができました。これもひとえに会員皆様方の日頃のご支援やご協力のお陰であると深く感謝申し上げます。

昨年は、長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大による行動制限等の影響を強く受けて実に苦しい1年でした。世界的な半導体不足や原油、金属、食料原材料等の価格高騰、豪雨・台風等の自然災害の発生、深刻化するデジタル人材不足、事業承継問題等により、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は、対面サービス業を中心に深刻な影響を被りました。ワクチン接種の進展等により感染者数

は減少したものの、依然予断を許さない状況が続いています。岸田新政権が昨年11月に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の実効に期待を寄せているところです。

このような状況の中、中小・小規模事業者にとって喫緊の課題である生産性向上や経営強化は急務であり、そのためには、個社ごとの経営努力に加え、中小企業組合をはじめとした共同化、協業化、企業間連携を通じた戦略的な取組みが重要になります。

昨年11月25日に神奈川県のパシフィコ横浜国立大ホールにて開催した第73回中小企業団体全国大会では、萩生田経済産業大臣等多数のご来賓をお迎えし、全国各地から中小企業団体の関係者約1,700名が参集し、

- I 中小企業・小規模事業者等の生産性向上・経営強化支援等の拡充
- II 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険対策の推進
- III 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

の実現に向けて、共に取り組むことを決議しました。

大会後の「感謝の夕べ」にご臨席賜りました岸田内閣総理大臣からは、ものづくり補助金の中央会の事務局としての活動と生産性向上の具体的な事例に言及され、謝意を頂き、中小・小規模事業者の発展を支援する中央会への期待が表明されました。この岸田内閣総理大臣の中小・小規模事業者への期待や支援

に 대응するためにも、組合組織が持つている企業同士の「連携力」を大いに発揮し、中小・小規模事業者が誰一人取り残されることのないよう全力で取り組んで参ります。

とりわけ、ポストコロナを見据えた新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の両立、デジタル化・グリーン化への起動、事業再構築・生産性向上、災害対策、事業承継、事業再生などの最重要課題については、会員の皆様との連携を一層強化し、対応してまいります。

結びに、本年が中小企業組合と中小・小規模事業者の皆様にとりまして、一刻も早く安心して事業活動を行う環境が整いますとともにコロナ禍から立ち直り、新たな飛躍への足がかりとなる1年となりますことを、心よりご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

令和4年元旦

◎チェーン移行式自動茹上機
 ◎チェーン反転式自動茹上機
 ◎手動式茹麺長釜
 ◎圧力式蒸気長釜 (二重底式)
 ◎冷水機
 ◎殺菌庫無圧レトルト式半生麺殺菌可
 ◎リフト式殺菌庫
 ◎貫流ボイラー
 ◎東京ガス認定ガス茹釜

HK (株) ヒゲタ

営業所 東京都足立区千住東2-19-15
 〒120-0025 電話 03 (3882) 8035(代) FAX 03 (3882) 8033
 工場 東京都足立区南花畑3-23-25
 〒121-0062 電話 03 (3884) 0054(代) FAX 03 (3884) 0692

M.Y.式製麺機
製麺プラント設計

KIKU 株式会社 丸菊製麺機

本社 ☎111-0042 東京都台東区寿4-1-6
 ☎03-3844-8822(代)
 工場 ☎120-0012 東京都足立区青井3-21-3
 ☎03-3848-1688(代) FAX 03-3848-1488

職人の技と力を引き立てる、
「めんもちから」。

めんもちから

【力強いコシのある食感】
 手打製法に最適な小麦粉で、ソフトで弾力の強い食感を引き出します。
 モチ感もあり、茹で伸びの速い麺が得られます。

【明るい、黄色みのある色相】
 小麦本来の色とやにこだわりました。

【上品な小麦粉の旨みと風味】
 上質な小麦と挽き方にこだわりました。

食感のポジション(イメージ)

粘					
			めんもちから		
		従来品A		従来品B	
粘					

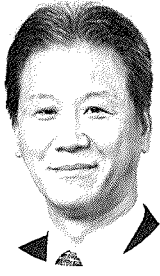
手打ちうどん・茹で麺・冷凍麺・乾麺

昭和産業株式会社
 本社製粉部 〒101-8521 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河津ビル TEL.(03)3257-2904
<http://www.showa-sangyo.co.jp>

分析例 水分0.35% 蛋白質0.9%

年頭のご挨拶(2022年)

一般社団法人日本冷凍めん協会
会長 吉岡清史



吉岡清史 会長

あけましておめでとうございます。
新春を迎えるに当たり、当会を代表して年頭のご挨拶を申し上げます。

会員および関係各位におかれましては、新春を迎え心よりお喜び申し上げます。

旧年中は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げますとともに、本年も変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、ワクチンの接種が進み、感染防止とともに社会・

経済活動との両立に向け、ようやく動き出したように思います。しかしながら新たな変異

株による感染再拡大が懸念されるなど、引き続き予断が許せない状況が続いております。

コロナ禍の2年間、外出自粛や店舗の営業時

間短縮、また消費者心理等により、人々の生活スタイルは大きく変化し、食に関わる業界も多大な影響を受けてきました。

このような情勢下、冷凍めん類の2021年度の動向としては、感染拡大に伴う緊急事態宣言が幾度も発令された影響等から、外食

産業を中心に業務用市場は十分な回復には至りませんでした。一方で家庭用市場は、外食

控えや在宅勤務による内食需要の増加により、前年に引き続き好調を維持しています。

1~9月の生産量では家庭用はほぼ前年並みであり、業務用の回復が遅れてはいるものの、

2021年通期では、2020年と同等の水準を維持できるのではないかと見込んでおります。

冷凍めん製造及び冷凍の技術、そして

コールドチェーンの進歩に加え、コロナ禍を機に改めて冷凍めんの「おいしさ」、「安全・

安心」、「利便性」が評価され、またメディアにも多く取り上げて頂くなど、冷凍めん

の価値を多くの消費者の皆様が実感いただけたのではないかと感じております。

当協会としましては、2022年度は4つの基本方針(1. 消費者の信頼を得るための

安全で安心な商品づくりをサポート、2. R

MKマークおよび冷凍めんの価値向上と浸透活動、3. 会員企業からの要望・意見の集約

と協会施策への展開、4. 業界全体のレベルアップのための教育・コミュニケーション活動)に沿った施策を展開し、新しい生活様式のお役に立てるよう冷凍めんの進化に努めてまいります。

既に昨年からの影響が出てきております原料の高騰やエネルギーコスト増大への対応

そして地球温暖化防止への対応等、我々が直面する課題は山積していますが、今後とも関係各所との連携を強化し、新しい時代に対応

した事業の推進を図って参ります。

会員企業様始め、関係する官公庁、団体および企業の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

吉岡清史

粉末かんすい
生中華麺用、調理麺用、焼そば用、乾麺用、冷凍麺用などご要望に応じた製品を取りそろえております。

下記製品も取りそろえております。

- <揚げ麺の吸油を抑える> **飛竜 揚げ麺用**
- <生そば・うどんの日持ちを向上する> **フレッシュロンSU**
- <そば・うどんの茹で溶けを防止する> **クッキングメートUP**

オリコ飛竜

オリエンタル酵母工業株式会社
〒174-8505 東京都板橋区小豆沢3-6-10
食品事業本部 Tel. 03-3968-1116

謹賀新年

一般社団法人 日本冷凍めん協会

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|-----|------|----|----|----|--------|--------|----------|-------|------|--------|----|--------|--------|-----|----|----|-----|----|--|
| 隆男久祐 | 英敏精敬 | 倉場田 | 新前宮堀 | 役員 | 相談 | 理事 | 信樹巳彦雄司 | 保秀和公茂隆 | 須添藤上和田塚山 | 那道齋飯西 | 専務理事 | 史彦功茂雄夫 | 清昌 | 岡潟田谷村居 | 吉白岩小木鳥 | 長代行 | 理事 | 会長 | 副会長 | 代表 | |
| | | | | 相談 | 理事 | | | | | | | | | | | | | | | | |

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3 全麺連会館4階 電話 03(3634)2275 FAX 03(6240)2721

新年のご挨拶

全国学校給食めん協議会会長
全国製麺協同組合連合会理事

脇田 祐輔



脇田 祐輔 会長

令和4年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、日頃学校給食めん事業を力強く牽引してこられ、日本の国民食、地域食としてのめん文化の維持、発展にご尽力されていますことへ、深く敬意と謝意を表する次第でございます。

ご承知のとおり、学校給食を食べること、それが食育であり、食べ物を大事にする感謝の心、栄養バランスよく食べること、安全や品質などの食品を選択する能力、地域の産物や歴史および食文化の理解など、を育む重要な役割を担っております。

昨年10月期の輸入小麦の政府売渡価格は19%の引上げとなり、また、他の原材料、副資材も高騰し、更には、原油価格も高騰しガソリン、重油及び関連製品は値上がりしており、製造、配送コストは上昇している状況にあります。

このような状況の下、学校給食納入事業者のコスト負担は増大するとともに、学校給食においては食材費にも大きな影響が生じてまい

ります。児童生徒のために引き続き多様な食材を使用した栄養バランスの取れた学校給食の提供を維持していくためには、行政、義務教育諸学校の設置者、管理者、学校給食従事者および関係団体および事業者が一体となり取り組んでいく必要があると考えております。

当協議会では、国内産小麦使用の推進、他のめん類での提供、減塩の推進、品質・衛生管理では、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のもと、ノロウイルス・食物アレルギー事故・異物混入の防止策など、確実に取組んでもらうための指導、周知を図り、そして、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じて、おいしく、安全なめん類の提供への取組をしております。

学校給食めん事業は、全国製麺協同組合連合会並びに都道府県組合の組織、運営を維持していくためにも重要な事業であります。云々までもなく、今後とも我々中小製めん業の事業として担うものであり、継続して供給すべきであると考えています。安定な供給を行なうには、めん給食の維持・拡充(回数、食数)活動は勿論、加工賃体系の在り方の協議は不可欠であります。

各県組合におかれても、関係する機関とよく話し合いを持ち、相互の立場についてより理解を深めていく努力も必要であると考えています。

本年が、学校給食めんにとつて更に実りのある一年となるよう、当協議会としても諸事業に精力的に取り組み次第でありますので、関係者の皆様には引き続きご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。新年のご挨拶といたします。

年頭のご挨拶

全麺連青年部連合会会長
全国製麺協同組合連合会理事

池田 政弘



池田 政弘 会長

明けましておめでとうございます。令和4年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

あります。個々では解決できないことは、会員はじめ全国製麺協同組合連合会および関係する皆様と協力、連携しながら取り組んでいくと考えております。

主食を担っている製麺業者として、「矜持」をもち、「創意」と「工夫」をもって、できることから一つ一つ取り組んでいくとともに、自ら価値を生み出し、その価値を高めていくことが重要であり経営基盤の強化にもつながると考えます。

当会としては、会員同士での情報交換、研修会等を行ない、視野を広げ経営に活かすことの出来る事業を積極的に推進してまいります。

また、消費者の皆様には生麺類のおいしさをアピールし、郷土食、地域食としてその土地で愛され根付いている麺食文化の発信など、生麺類の需要拡大の普及活動、および価値の創出、およびコロナ禍における販売形態の研究等にも積極的に取り組んでいく所存であります。

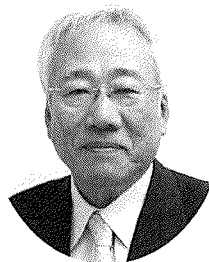
今後とも、業界組織の事業の推進役を果たせる青年部となることが重要であることを改めて認識し、組合青年部としての役割と責任を着実に果たしていきたいと考えております。

昨年同様、全国製麺協同組合連合会、および関係する皆様には引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

頭年のご挨拶

全国めん類衛生技術センター

会長 鳥居憲夫



鳥居 憲夫 会長

明けましておめでとうございます。2022年の新年を迎え、年頭のご挨拶を申し上げます。

当センターでは、全国製麺協同組合連合会、一般社団法人日本冷凍めん協会と連携して、生、ゆでめん類、冷凍めん類の品質・衛生管理の基盤強化に関する諸対策を行っています。しかしながら、業界では中小企業が多く、種々事業での周知徹底、企業での実行面での向上には未だ十分とは言えません。

食品業界では、消費者、お得意先からの「安全」と「安心」への要求、企業の社会的責任の重要度は益々高まっています。

こうしたなか、2018年に厚生労働省はHACCP制度の義務化に向け食品衛生法の改正を行い、昨年の6月からHACCPの完

全制度化が開始されました。それに伴い平成30年3月に、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書「全国製麺協同組合連合会」の作成と同時に全国20か所で説明会を開催しその協力に当センターは積極的に参画してきました。今後とも継続事業として助言・相談・指導をしていきます。

HACCPに沿った衛生管理は新しい制度です。新型コロナウイルス禍の下、対応などに追われ大変ですが、まずは、できることから一歩ずつ取り組んでいただくようお願いいたします。

食品の安全性の確保と品質及び衛生管理の徹底は、国民の主食の一端を担っている生めん類の提供者としての使命を再認識するとともに、衛生管理の重要性と問題意識を共通認識したうえで、新しい環境のなかで如何に実行に移していくか、取り組んでいくかが重要であると考えています。

このような時期に、当センターの役割と必要性が更に重くなってくることは言うまでもなく、消費者およびお得意先に「信頼される製品(めん)づくり」を期するため、今後においても関係する行政、団体と連携して、食品衛生関係での共通の諸問題に取り組んでいきたいと考えます。

最後になりましたが、皆々様の益々のご健勝とご発展、更に一日も早く新型コロナウイルス感染症が収束しますことをお祈り申し上げます。私の年頭のご挨拶といたします。

謹賀新年 全国めん類衛生技術センター

会長 鳥居憲夫

副会長 岩田 功

専務理事 加藤吉郎

常務理事 桑崎俊昭

常務理事 小谷 茂

常務理事 木村富雄

理事 春藤政司

理事 菅野善男

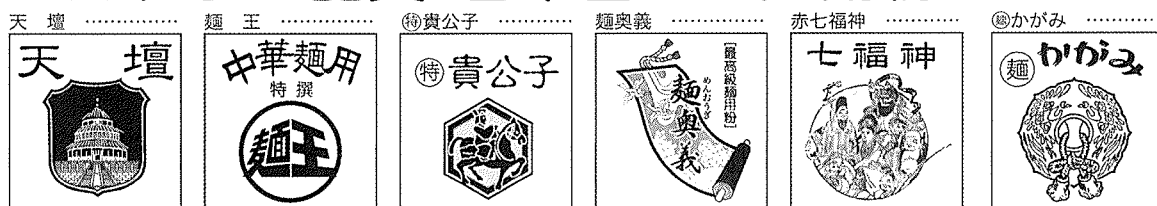
理事(会計担当) 西山隆司

理事 那須保信

監事 藤原正敏

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3 全麺連会館6階 電話 03-3634-1954

こだわりの品質、日東富士の麺用粉



日東富士製粉株式会社

〒104-0033 東京都中央区新川1-3-17 TEL:03-3553-8781 (代表) https://www.nittofuji.co.jp/

農林水産省幹部と懇談

全国小麦粉実需者団体協議会

全国小麦粉実需者団体協議会(飯島延浩会長)は、令和3年12月16日(木)に農林水産省幹部との懇談会を行った。

農林水産省からは、水野政義大臣官房総括審議官、峯村英児大臣官房新事業・食品産業部食品製造課長、萩原英樹農産局農産政策部貿易業務課長等が出席された。

全国小麦粉実需者団体協議会からは、会員である(一社)日本パン工業会、全国製麺協同組合連合会、(一社)全国ビスケット協会、(一社)日本即席食品工業協会、全日本パン協同組合連合会、全国乾麺協同組合連合会、(一社)日本パスタ協会、(一社)日本製麺業団体連合会、日本プレミックス協会、全国パン粉工業協同組合連合会、全国小麦粉分離加工協会、全国小麦粉卸商組合連合会、全日本菓子協会の代表者等が出席し、業界の現状、原材料・資材高騰の影響と今後の課題点と課題、及び要望・関心事項について述べたあとに、農林水産省より説明をいただき、質疑等を行った。

全国製麺協同組合連合会からは鳥居憲夫会長が出席し、次の事項について説明とお願いをした。

1. 主な説明事項
 - ・ 業界の状況
 - ・ 業務用は、依然としてコロナ前と比較し20%〜40%減少している。
 - 2) 原材料・資材等高騰の影響
 - ・ 製品価格への転嫁は必須であるが、価格改定までのタイムラグの負担は大きい、ましてや取引先との交渉において希望どおり応じて頂けるか懸念している。
 - ・ 学校給食の食材費も高騰することによる。

る、めん・パンの学校給食への影響。

3) その他

- ・ 価格競争による業界の衰退。
- ・ 半導体不足による機械故障時の影響。

2. 主な要望事項

1) 適正取引の推進について

- ・ 原材料等の価格高騰への施策
- ・ 低価格販売への対策

※農林水産省では現在「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」を策定しており、策定次第、ガイドラインをもとに適正な取引(価格転嫁も含む)が行われるよう周知を行うとともに、消費者へは原材料等の高騰の状況を発信し理解を深めていただくようにしていく。

- 2) 輸入小麦の政府売渡価格発表時の「価格公表添付資料」の(参考)物価・家計への影響の表記について
 - ・ 外食のうどん・ラーメン1杯での影響額から、麺本体価格への表記の変更
 - ※参考となる資料が必要

- 3) 小麦等の安定供給について
- 4) 賞味期限の年月表示移行への課題について
 - ・ 倉庫、物流サイドの管理システムが進んでいないことにより、年月表示への代替に支障が生じている。

- 5) パレットの規格統一化について
 - ・ 官民物流標準化懇談会においてパレットの規格等を含む物流の標準化について検討しているが、食品メーカーの意見を取り入れていただきたい

- ※4)、5)は(一社)日本冷凍めん協会からの要望事項



日清製粉

北海道産小麦使用【地粉】

道産子U

北海道産地粉のもっちりした粘りと弾力。北海道の恵みが、麺を美味しくします。

函館工場で製造しました

(標準値)灰分	0.36%
粗蛋白	8.5%
(重量)NET	25kg



日清製粉株式会社 営業本部営業部 〒101-8441 東京都千代田区神田錦町1-25 TEL.03(5282)6360
 会員制業務用お役立ちサイト「e-創・食Club」 <https://www.e-sousyoku.com>

「食品製造業者・小売業者間における適正取引 推進ガイドライン」の策定について

令和3年12月
農林水産省

農林水産省では、食品製造業者と小売業者との適正取引推進のため、これまで、豆腐・油揚げ製造業、牛乳・乳製品製造業を対象にガイドラインを策定し、その後、取引慣行の改善や小売業界における適正取引推進の広がりを見せております。こうした中、他の製造業にも拡大すべきとの意見を受け、食品製造業者と納品先との取引について実態把握を行ったところ、豆腐・油揚げ製造業、牛乳・乳製品製造業と同様の取引慣行の実態の例が存在することが分かったため、関係業界団体の協力の下、令和3年12月に「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」を策定し公表いたしました。

「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」 (本文抜粋)

第1章 適正取引推進ガイドラインの概要について

1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的

(1) 適正取引推進ガイドライン策定の背景

- ① 中小企業の活性化のための下請適正取引等の推進の必要性
- ② 食品製造業者・小売業者間における適正取引の推進
- ③ 食品製造業者の経営努力が報われる健全な取引環境の整備
- ④ 小売業者の経営努力が報われる健全な取引環境の整備

(2) 適正取引推進ガイドライン策定の目的

- ① 食品製造業者と小売業者との「取引」におけるコンプライアンス強化
- ② 食品製造業者の経営努力が報われる健全な取引環境の整備
- ③ 小売業者の経営努力が報われる健全な取引環境の整備

全な取引環境の整備食品製造業者間の競争を制限していたずらに保護するのではなく、食品製造業者の経営努力、創意工夫、技術力向上等の意欲を削ぐような取引慣行が改善され

るとともに、顧客ニーズに沿った商品を提供する小売業者の経営努力の意欲を削ぐことがないよう、必要に応じてガイドラインの改訂も行いつつ、双方が公正な競争環境において、円滑な取引が行われることを目的とする。

取引推進ガイドライン(概要)
食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン(本文)

2. 適正取引推進ガイドラインの内容
(1) 基本的な考え方
本ガイドラインは、主に独占禁止法及び下請法を食品製造業者と小売業者の取引への適用した場合を想定し、記述している。その基本的な考え方のうち、本ガイドラインの前提となる重要な考え方については以下のとおりである。

- ① 独占禁止法における「優越的地位の濫用」について
下請法が取引の内容及び資本金・出資金により区分される親事業者(委託事業者)・下請事業者(受託事業者)間の取引にのみ適用されるのに対し、独占禁止法は、事業者の規模を問わず、事業者が不正な取引方法を用いることを禁じている。
優越的地位とは、自己にとつて、当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であるとされている。

また、その判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先

変更の可能性、その他当該取引先と取引することの必要性を示す具体的事実が総合的に考慮されることとされている。
優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えらることをいう(独占禁止法第2条第9項第5号)。

特に、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為については、大規模小売業者がいわゆるバイイングパワーを利用して、不当な協賛金の負担要請や不当な返品など事前の契約とは関係ない、あるいは、あらかじめ合意された取引条件を事後的に変更するような取引を行わせるような禁止行為について、具体的に定められている(参考資料(6)参照)。
② 下請法における規制対象について
下請法では、対象取引を親事業者及び下請事業者の資本金の額又は出資の総額(以下「資本金等の額」という。)と取引の内容によって決めており、一定の資本金等の額の組合せにより、親事業者が下請事業者に対して製造委託等をするケースを規制対象としている(具体的な禁止事項については、参考資料(2)参照)。

なお、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成15年公正取引委員会事務総長通達第18

(公表場所)
○農林水産省ホームページ「報道発表資料」
12月27日(食品産業)「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」の策定について
(<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/seisaku/211227.html>)
食品製造業者・小売業者間における適正

号)では、製造委託の類型の中で、「大規模小売業者(百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業者等)が、自社のプライベート・ブランド商品(PB商品)の製造を食品加工業者等に委託すること」が例として挙げられている。

(2) 適正取引推進ガイドラインの構成

第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

1. 前提が異なる場合の同一単価による発注
 - (1) 問題となり得る事例
 - (2) 関連法規の留意点
 - (3) 望ましい取引慣行
 - (4) 望ましい取引事例
- ※以下2～13までは、上記の(1)から(4)の様式で詳細を記載
2. 包材(フィルム等)の費用負担
3. 合理的な根拠のない価格決定
4. 原材料価格、労務費、物流費等の上昇時の取引価格改定
5. 物流センター使用料(センターフィー)等の負担
6. 協賛金(リベート)の負担
7. 店舗到着後の破損処理
8. 短納期での発注、発注のキャンセル等
9. 受発注等に関するシステム使用料等の徴収
10. 物の購入強制
11. 従業員の派遣 役務の提供
12. 客寄せのための納品価格の不当な引下

げ

13. PB商品をめぐる不利な取引条件の設定
14. その他留意すべき事項

- (1) 下請取引の該当性について(卸売業者が介在する取引)
- (2) 支払方法について
- (3) 営業秘密の取扱について
- (4) 契約条件の明確化と書面交付について
- (5) 事業継続に向けた取組について
- (6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善について
- (7) 自然現象による災害等への対応に係る留意点

第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組

1. 適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必要
2. 受注側における適正取引推進ガイドラインの活用

受注側の立場では、まずは、本ガイドラインを読み込むことによって、どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか、法令を遵守した適正な取引のルールを十分に理解した上で、不適正な発注側からの要求に対しては毅然とした態度で臨むことが取引慣行の改善のための第一歩である。

例えば、為替変動の影響等に伴う原材料・エネルギーコストの上昇分の転嫁に際しては、為替変動の影響等に伴う原材料等の客観的な書面を準備し、継続的に話し合いの場を持つように働きかけるといった取組が考えられる。

こうした取組を少しずつ着実に積み重ねていくことで、発注側の意識喚起を促し、取引改善への効果を生み出していくことが重要である。

3. 活用パターン

本ガイドラインの一般的な活用パターンは下記のとおりである。

- (1) 本ガイドライン説明会への参加や本ガイドラインを読むことで、取引のルールを理解すること。
- (2) 本ガイドラインにおける「問題となり得る事例」と「関連法規の留意点」を参考に、自社における取引の問題がな

いか見直しを行うこと。

- (3) 本ガイドラインにおける「望ましい(求められる)取引慣行」を参考に、自社における取引の改善可能性、取引先と協力した取引の改善可能性について検討し、実施できるところから、着実に改善への取組を行う。

- (4) 「望ましい取引事例」を参考に、自社における事業特性と業務特性を踏まえ、実施可能な改善への取組を検討し、実践すること。
- (5) 法律の解釈について疑問があれば、「下請かけこみ寺」へ相談すること。(匿名でも相談できるため、疑問があれば積極的に活用することが望まれる)。
- (6) 取引先が十分な協議に応じてくれない場合や取引条件の改善に応じてくれない場合など、問題が解決されない場合には、「下請かけこみ寺」を活用すること。

- (7) 「下請かけこみ寺」に相談したが、取引が改善されなかった場合は、農林水

産省のほか中小企業庁や公正取引委員会に相談すること。

※「下請かけこみ寺相談窓口」フリーダイヤル：0120-418-618

〈その他相談窓口〉

【独占禁止法の優越的地位の濫用規制、下請法に関すること】

・公正取引委員会(事務総局取引部企業取引課) 直通：03-3581-3375

【下請中小企業振興法、振興基準に関すること】

・中小企業庁(事業環境部取引課) 直通：03-3501-1669

【本適正取引推進ガイドラインに関すること】

・農林水産省(大臣官房新事業・食品産業部企画グループ) 直通：03-6744-2065

参考資料

- (1) 下請かけこみ寺事業について
- (2) 下請代金支払遅延等防止法上の親事業者の義務・禁止行為
- (3) 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について
- (4) 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正「下請代金の支払手段について」の見直し
- (5) 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(概要及びベストプラクティス)
- (6) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」
- (7) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」ガイドブック

原料原産地表示について

(令和4年3月31日を以って経過措置期間が終了)

食品表示法に基づく食品表示基準が平成29年9月1日に改正され、全ての加工食品(輸入品を除く)の重量割合上位1位の原材料について原料原産地表示が必要となりました。準備期間として令和4年3月31日までは経過措置期間となっておりますが、令和4年4月以降は必ず原料原産地を表示しなければなりません。

包材の発注等に混乱が生じないように、計画的に表示の切替え等を行なってください。

なお、農林水産省では、食品事業者の方が、原料原産地表示制度に円滑に対応していただけるよう、「新しい原料原産地表示制度」事業者向け活用マニュアル」を作成し、また、このマニュアルを活用したオンラインセミナー動画も作成しました。ぜひ、このマニ

アルやオンラインセミナー動画を参考にしてください。

【農林水産省ウェブサイト】

- ・新しい原料原産地表示制度事業者向け活用マニュアル、マニュアル別冊、関係規定集
https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html
- ・事業者向けオンラインセミナー(動画による説明)
https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html#webseminar
- ・啓発チラシ「食品事業者の皆様へ」全ての加工食品に原料原産地表示が必要になります(農水省作成)
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/attach/pdf/kotawase-6.pdf>

～食品事業者の皆様へ～
全ての加工食品に原料原産地表示が必要になります
 期限は令和4年3月末です。ご対応はお早めに!

食品表示法に基づく食品表示基準が平成29年9月1日に改正され、全ての加工食品(輸入品を除く)の重量割合上位1位の原材料について原料原産地の表示が必要になります。

令和4年3月31日までに経過措置期間ですが、包材の発注等に混乱が生じないように、計画的に表示の切替え等を行ってください。

- ※原料原産地表示の具体的な表示方法や表示をする際のルールについては、消費者庁の下記のページで確認して下さい。
https://www.eaa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html
- ※農林水産省では、食品事業者の方が原料原産地表示制度に円滑に対応していただけるよう、「新しい原料原産地表示制度-事業者向け活用マニュアル」や同マニュアルを解説する動画を作成しましたので、参考して下さい。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html

自社の製品がどの表示にあてはまるか、イメージ図を参考に検討をお願いします

【国別重量順表示】

使用している原産地を、重量の割合の高いものから順に表示します。また、重量順位が3位以下の原産地は、「その他」と表示することもできます。

【製造地表示】

対象となる原材料が中間加工原材料である場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を表示します。

【又は表示】

原産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。一定期間における個別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合で、以下の条件を満たす場合に限り表示できます。
 ・根拠書類の保管 過去の使用実績又は今後の使用計画に基づく表示である旨を付記
 ・過去の使用実績又は今後の使用計画における平均使用割合が9%未満の原産地は、原産地の後ろに(5%未満)と表示

【大括り表示】

3以上の外国の原産地表示を「輸入」又は「外国製造」と括って表示する方法です。一定期間における個別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」を用いることができますが、根拠書類の保管が条件となります。

【大括り表示+又は表示】

国産を含む4カ国以上の産地を使用し、輸入と国産の重量順表示が困難な場合で、「又は表示」と同様の条件を満たす場合に限り表示できます。

◆業務用生鮮食品、業務用加工食品について◆

最終製品において原料原産地名の表示の対象となる原材料に該当する業務用食品については、業者間においても、原料原産地の情報を伝達する必要があります。

- 業務用生鮮食品・当該業務用生鮮食品の原産地名
- 業務用加工食品

- ①「実質的な変更」に該当しない単なる切断、小分け等を行い消費者に販売されるものは、当該業務用加工食品の重量割合上位1位の原材料の原産地名
- ②最終製品の加工又は製造の際に原材料の一つとして使用されるもので、最終製品において、重量割合上位1位の原材料となるものは、当該業務用加工食品の原産地名

表示方法は、「国別重量順表示」(対象となる原材料が加工食品である場合は、「製造地表示の国別重量順表示」)を原則としつつ、これが困難な場合には、「又は表示」や、「大括り表示」を行うことができます。

～～表示方法のイメージ図～～

【原則①】 国別重量順表示

重量割合上位1位の原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示する。2カ国以上の産地の原材料を混合して使用する場合は、重量の割合の高い順に国名を表示する。

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産)、豚肉、その他、豚脂肪、...

【原則②】 製造地表示の国別重量順表示

重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地を表示する。

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉、...

※ただし、重量割合上位1位の原材料に使われた生鮮食品の産地がわかっている場合は、その産地を表示することもできる。

産地や製造地の切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれ国別重量順表示が困難な場合、以下の例外により表示できる。

